

鶴ヶ島市立小・中学校通学区域に関する規則

昭和44年1月29日教委規則第1号

(通学区域)

第1条 鶴ヶ島市立小・中学校の通学区域を次のとおり定める。

- (1) 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。
- (2) 中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

(区域外就学及び指定校変更)

第2条 区域外就学(学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。))が鶴ヶ島市以外の市町村に住所を有する場合に、鶴ヶ島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を得て、鶴ヶ島市内の小学校又は中学校に就学することをいう。)及び指定校変更(児童生徒が、教育委員会の許可を得て、その住所地の指定校以外の学校に就学することをいう。)許可基準は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の許可にあたっては、当該児童生徒の登校・下校について保護者が責任をもって監督・指導できるものに限るものとする。
- 3 第1項の指定校変更に係る許可の決定にあたっては、原則として、当該児童生徒の住所地から直近の学校とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

(略)

附 則(昭和59年教委規則第5号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年教委規則第7号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年教委規則第8号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第3号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1（別図1を含む）及び別表第2（別図2を含む）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に就学する学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）について適用し、施行日前から引き続き就学する児童生徒については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 1 条関係)

学校名	区域名
鶴ヶ島市立 鶴ヶ島第一 小学校	別図 1 の①の区域とする。 (大字下新田の一部の区域 大字高倉の一部の区域 大字藤金の一部の区域 大字脚折の一部の区域 脚折町五丁目の一部の区域 脚折町六丁目の区域 大 字三ツ木の一部の区域 大字三ツ木新田の区域 三ツ木新町一丁目の区域 三 ツ木新町二丁目の区域)
鶴ヶ島市立 鶴ヶ島第二 小学校	別図 1 の②の区域とする。 (大字藤金の一部の区域 大字上広谷の一部の区域 大字鶴ヶ丘の一部の区域 大字小堤の区域)
鶴ヶ島市立 新町小学校	別図 1 の③の区域とする。 (大字下新田の一部の区域 大字高倉の一部の区域 大字町屋の区域 大字上 新田の区域 大字中新田の区域 新町一丁目の区域 新町二丁目の区域 新町 三丁目の区域 新町四丁目の区域)
鶴ヶ島市立 杉下小学校	別図 1 の④の区域とする。 (大字藤金の一部の区域 大字上広谷の一部の区域 大字五味ヶ谷の区域 大 字富士見の区域)
鶴ヶ島市立 長久保小学 校	別図 1 の⑤の区域とする。 (大字脚折の一部の区域 脚折町一丁目の区域 脚折町二丁目の区域 脚折町 三丁目の区域 脚折町四丁目の区域 脚折町五丁目の一部の区域 大字下新田 の一部の区域 羽折町の区域)
鶴ヶ島市立 栄小学校	別図 1 の⑥の区域とする。 (富士見一丁目の区域 富士見二丁目の区域 富士見三丁目の区域 富士見四 丁目の区域 富士見五丁目の区域 富士見六丁目の区域)
鶴ヶ島市立 藤小学校	別図 1 の⑦の区域とする。 (大字藤金の一部の区域 大字脚折の一部の区域 共栄町の区域)
鶴ヶ島市立 南小学校	別図 1 の⑧の区域とする。 (大字三ツ木の一部の区域 大字太田ヶ谷の区域 大字藤金の一部の区域 大

<p>字鶴ヶ丘の一部の区域 松ヶ丘一丁目の区域 松ヶ丘二丁目の区域 松ヶ丘三丁目の区域 松ヶ丘四丁目の区域 松ヶ丘五丁目の区域 南町一丁目の区域 南町二丁目の区域 南町三丁目の区域 柳戸町の区域)</p>
--

別表第2（第1条関係）

学校名	区域名
鶴ヶ島市 立鶴ヶ島 中学校	別図2の①の区域とする。 (大字脚折の一部の区域 脚折町一丁目の区域 脚折町二丁目の区域 脚折町三丁目の区域 脚折町四丁目の区域 脚折町五丁目の区域 脚折町六丁目の区域 大字下新田の一部の区域 羽折町の区域 大字藤金の一部の区域 大字高倉の一部の区域 大字三ツ木の一部の区域 大字三ツ木新田の区域 三ツ木新町一丁目の区域 三ツ木新町二丁目の区域)
鶴ヶ島市 立藤中学 校	別図2の②の区域とする。 (大字脚折の一部の区域 大字藤金の一部の区域 大字上広谷の区域 大字鶴ヶ丘の一部の区域 大字小堤の区域 共栄町の区域)
鶴ヶ島市 立富士見 中学校	別図2の③の区域とする。 (富士見一丁目の区域 富士見二丁目の区域 富士見三丁目の区域 富士見四丁目の区域 富士見五丁目の区域 富士見六丁目の区域 大字富士見の区域 大字五味ヶ谷の区域)
鶴ヶ島市 立西中学 校	別図2の④の区域とする。 (大字高倉の一部の区域 大字下新田の一部の区域 大字中新田の区域 大字上新田の区域 大字町屋の区域 新町一丁目の区域 新町二丁目の区域 新町三丁目の区域 新町四丁目の区域)
鶴ヶ島市 立南中学 校	別図2の⑤の区域とする。 (大字三ツ木の一部の区域 大字太田ヶ谷の区域 大字藤金の一部の区域 大字鶴ヶ丘の一部の区域 松ヶ丘一丁目の区域 松ヶ丘二丁目の区域 松ヶ丘三丁目の区域 松ヶ丘四丁目の区域 松ヶ丘五丁目の区域 南町一丁目の区域 南町二丁目の区域 南町三丁目の区域 柳戸町の区域)

別表第3（第2条関係）

区域外就学及び指定校変更許可基準

区分	相当と認める理由	対象学年	対象期間	備考（提出書類等）
仮住まい	住宅新築、増改築のため、やむを得ず一時的に仮住まいするとき。	小・中学校 全学年	転居予定地に居住するまで	建築請負契約書等の書類
先に住民票を異動	転出届により住民票を先に異動したとき。	小・中学校 全学年	転居予定地に居住するまで	建築請負契約書等の書類
先に転居	新築等で転居が確実なため転居予定地の学校に就学したいとき。	小・中学校 全学年	転居予定地に居住するまで	建築請負契約書等の書類
意に反する転居	区画整理や道路建設等により転居するとき。	小・中学校 全学年	中学校卒業まで	建築請負契約書や賃貸契約書等
共働きの家庭	保護者が共働き等のため留守家庭となり祖父母宅等から通学するとき。	小・中学校 全学年	中学校卒業まで	共働きが証明できる書類
商店等の自営	保護者が経営している商店等から通学するとき。	小・中学校 全学年	中学校卒業まで	商店等営業している証明書類
保護者の入院等	保護者の入院で一時的に親族に預けられ、そこから通学するとき。	小・中学校 全学年	事由がやむまで	身元引受承諾書
離婚等によるもの	離婚等により、一時的に祖父母宅等に住み、そこから通学するとき。	小・中学校 全学年	事由がやむまで	不要

住民票が異動できない	ドメスティックバイオレンスからの避難、消費者金融の取り立て等で親類宅等に一時的に住み、そこから通学するとき。	小・中学校 学校全学年	事由がやむまで	「就学願」で対応
障害に関する要件	身体的な障害があるため保護者が送迎するが、保護者の勤務地等に近い学校への通学を希望するとき。	小・中学校 学校全学年	中学校卒業まで	不要
	長期にわたって通院治療を要するので、保護者の勤務地や病院等に近い学校の通学を希望するとき。	小・中学校 学校全学年	中学校卒業まで	不要
教育的な配慮	転居したが学校行事（遠足、修学旅行、運動会等）の終了まで現在の学校の通学を希望するとき。	小・中学校 学校全学年	学校行事の終了まで	不要
	転居したが学期の区切りまで現在の学校の通学を希望するとき。	小・中学校 学校全学年	学期末まで 又は終業式まで	不要
	転居したが進路選択の観点に基づき現在の学校の通学を希望するとき。	中学校 2年生から	卒業するまで	弟妹が在学のとき 希望があれば認める。
	転居したが高学年なので卒業まで現在の学校の通学を希望するとき。	小学校 5年生から	卒業するまで	中学校は指定校へ
	「いじめ」から回避したいとき。	小・中学校 学校全学年	総合的に判断	校長の所見
	学校生活を主たる原因とする不登校を改善したいとき。	小・中学校 学校全学年	総合的に判断	校長の所見

	転校による情緒混乱の恐れがあり現在の学校の通学を希望するとき。	小・中学校 学校全 学年	小・中学校 の卒業まで	不要
生活圏によるもの	居住地の生活圏が自治会等により、指定された通学区域と明らかに異なるとき。	小・中学校 学校全 学年	小・中学校 の卒業まで	不要
その他	その他相当と認められる理由があるとき。	小・中学校 学校全 学年	相当の理由 が解消する まで	子どもの意見を聴 取する場合があ る。